

農林水産大臣
鹿野道彦 殿

全農林労働組合
中央執行委員長 棚村博美



要 求 書

私たち国家公務員を巡っては、次期通常国会に自律的労使関係制度を措置するための法案とそれを先取りする形で労使合意した臨時特例法案が国会に提出されています。また、今年的人事院勧告を巡っては、人事院総裁に要求書を提出し交渉をスタートしました。

一方、地方分権改革などの行財政機構の抜本的な改革は、公務労働者全体の雇用や労働条件に大きな影響を与えるものであり、組合員は不安を募らせています。

さらに、農林水産省においては、主要政策である農業者戸別所得補償制度、それを下支えする農業基盤の整備、農山漁村の6次産業化、食の安全・安心の確立など、各般の施策を確実に展開するとともに、そのための予算概算要求と予算の確保が必要です。

このようななか私たちは、公務員の生活と労働条件を維持・改善するため、下記のとおり要求事項を取りまとめました。

貴職におかれては、職員の生活を維持・改善し、国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くされるよう要求します。

記

1 農林水産政策の拡充・強化について

1. 農業者戸別所得補償制度の着実な推進、担い手の育成・確保、優良農地の確保、新たな森林・林業基本計画に基づく施策推進及び資源管理漁業の充実など、持続可能な力強い農林水産業の展開に向けて万全の対策を講じること。
2. 農政の主要施策である農業者戸別所得補償制度を法制化し、農業者が将来にわたって持続的かつ安定的に営農できるようにすること。
3. WTO、EPA・FTA交渉にあたっては、世界各国が共生・共存できる「新たな農産物貿易ルール」を確立し、国内農林水産業に影響を及ぼさないことを基本に対応すること。

4. 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）については、原則関税撤廃であり、農林水産業はもとより、投資、政府調達、医療、サービス分野をはじめ、地域経済に甚大な影響を与えることから交渉に参加しないこと。
5. 「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、農地・農業用施設などの農業生産基盤や漁港・漁場、関連施設等を速やかに復旧し、被災地の農林水産業の復興を図ること。
6. 食品中の放射性物質に対する安全対策、土壌等の汚染除去など、食の安全・安心の確保に向けて万全の対策を講じること。
特に、米の放射性物質調査においては、本省と地方組織が十分連携を図り、都県・市町村・関係団体と一体となって実効性を確保すること。

II 地方分権改革について

1. 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」の具体化に対しては、東日本大震災への対応を踏まえ、国と自治体の役割分担と事務・権限、財源などのあり方を再検証するなど、拙速に行わず慎重に対応すること。
2. 国の出先機関移譲に関する特例制度に対しては、農林水産行政の円滑な実施に向け、中央・地方が一体となった実施体制が不可欠なことから、慎重に対応すること。
3. 国の出先機関の見直しに伴う人員移管等の仕組みの検討に対しては、「雇用確保」を大前提に慎重に対応すること。また、移管等にあたって必要となる要員規模の決め方や給与などの枠組み・ルール等については、労働組合と十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて対応すること。
4. 一括交付金については、各都道府県の農林水産関連事業が継続されるよう対応すること。

III 2012年度予算、組織・定員要求等について

1. 農業者戸別所得補償制度や農山漁村の6次産業化、食の安全・消費者の信頼確保など、各種施策の着実な実施に向けて、必要な予算、定員を確保すること。
2. 戸別所得補償制度における主食用米の補てんの基準は、少なくとも「経営費＋家族労働費の10割」とし、同一予算額内での変動補てんからの振り替えにより、定額払いを20,000円/10a以上に引き上げること。
また、北海道の畑作麦については、先進地における一層の単収水準向上のために数量払いの単価を引き上げること。

3. 食料自給率の向上、多面的機能の発揮、安全・安心な食料の安定供給に向け、昨年度を大幅に上回る農業農村整備の当初予算を確保すること。
4. 輸出入検疫業務の増加、海空港の国際化の進展、家畜伝染病予防法の改正等に対応した検疫体制の強化、機動的な漁業取締りや円滑な漁業調整などを行うため、必要な予算、組織・定員の拡充を図ること。
5. バイオマスや小水力発電など、再生可能な自然エネルギーを推進するために必要な予算を確保すること。
6. 震災対応による業務の増加を踏まえ、超過勤務手当や旅費など必要な予算を確保すること。
7. 2012年度の級別定数改定にあたっては、
 - (1) 有資格者全員が昇格できる定数確保を基本に、級別定数の拡大、昇格基準の緩和、高位号俸者の昇格改善を図ること。
 - (2) 行政職（一）の4級、研究職の4級及び5級、専門行政職の3級及び4級定数を拡大すること。
行政職（二）については、部下数制限を撤廃するとともに、当面、運用基準を大幅に緩和すること、医療職（三）については、看護師を3級に格付けすること、海事職（一）・（二）については、船舶の大きさだけではなく、資格基準に基づく昇格を可能とすることについて、人事院に要請すること。

IV 独立行政法人関係について

1. 行政刷新会議における独立行政法人の業務と組織・制度見直しに対しては、法人の事務・事業と組織の維持に努め、法人職員の雇用不安を生じさせないよう対応すること。
2. 内閣府を中心に検討している研究開発法人の再編に対しては、農林水産行政の一体的推進に不可欠な法人であることを十分踏まえて対応すること。
3. 政府の要請に基づき、東日本大震災の復旧・復興対策に関する調査・支援・研究など独立行政法人が実施する事業については、運営費交付金を圧迫しかねないことから、別枠で必要な予算を措置すること。
4. 独立行政法人の事務・事業の推進に必要な運営費交付金、施設整備費補助金などの予算を確保すること。

V 賃金要求等について

1. 公務員連絡会と政府の交渉・合意に基づいて「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」が国会に提出されていることを踏まえ、民間給与実態調査結果等に基づく給与改定勧告を行わないよう人事院に対して要請すること。
2. 人事院が民間企業の退職金調査を実施する場合、その調査、比較方法等について、労働組合と十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて作業を進めるよう要請すること。
3. 北海道農政事務所の超過勤務手当予算単価について、地方農政局と同等に引き上げること。

VI 新たな高齢者雇用施策について

1. 新たな高齢者雇用施策については、65歳までの段階的定年延長を実現するための「意見の申し出」を速やかに行うよう人事院に対して要請すること。
2. 新たな施策の実施に関わる給与体系・水準のあり方を含め、具体的な政策の内容及び関連事項について、労働組合と十分に交渉・協議し、合意に基づいて検討作業を進めるよう人事院に対して要請すること。

VII 労働諸条件の改善について

1. 厳格な勤務時間管理体制を確立するとともに、事前命令の徹底、実効性ある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 官用車出張における移動時間が勤務時間外に及ぶ場合、超過勤務の対象として取り扱うよう制度改正を関係機関に要請すること。
3. 人事異動にあたっては、組合員の希望を尊重するとともに、理解と納得の上で行うこと。
4. セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
5. 放射性物質に係る安全対策を示すとともに、業務遂行における健康安全管理に万全を期すこと。

VIII 男女平等の公務職場の実現について

1. 「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」に基づく農林水産省における女性職員の採用・登用拡大計画の改定にあたっては、適切な数値目標を設定し、具体的な取り組みを進めること。
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく「農林水産省特定事業主行動計画」の達成目標実現に向けて、必要な条件整備に努めること。
なお、育児休業及び育児のための短時間勤務について、非常勤職員を含めて制度を十分に活用できるよう周知と取得しやすい環境整備を図るとともに、男性取得の促進に向けて具体策を講じること。

IX 福利厚生施策の充実について

メンタルヘルスに問題を抱える職員が増加していることから、農林水産省職員の心の健康づくりのための指針の着実な推進を図ること。
なお、国家公務員福利厚生基本計画の運用指針の改正を踏まえ、管理監督者に対する教育研修の参加の義務づけなど、所要の見直しを行うこと。

X 非常勤職員等の制度及び処遇改善について

1. 非常勤職員の給与について、「非常勤職員給与ガイドライン」を遵守すること。
2. 期間業務職員制度については、当該職員の雇用の安定と処遇の改善となるよう、適切な運用に努めること。

XI 新たな人事評価制度について

1. 4原則2要件が具備された人事評価制度を確立するため、評価結果の全面開示及び苦情処理に対する労働組合の関与について引き続き検討を行うこと。
2. 評価結果が処遇に活用されることを十分に認識し、評価期間を通して、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常的にコミュニケーションを十分に図ること。
3. 評価者の制度に対する認識不足に起因した苦情相談等が発生していることから、評価者訓練を一層徹底すること。

以上